

ふるさと納税の制度改正 ふるさと納税がさらに身近になりました

■ ふるさと納税による『地方創生』のさらなる推進をめざして

ふるさと納税は、その活用により、地域社会の活性化や人口減少対策にも効果があるとの評価があるなど、さまざまな意義をもつ制度です。

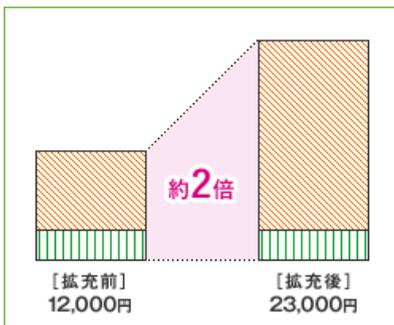
こうした点をさらに活かし、政府の最重点課題となっている「地方創生」を推進するため、平成27年度の税制改正において、ふるさと納税の拡充が行われました。

制度改正1 ふるさと納税枠を約2倍に拡充

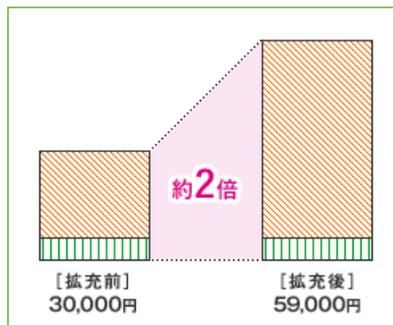
ふるさと納税を行う際、2,000円を除いた全額が控除される限度額である「ふるさと納税枠」が、約2倍に拡充されました。平成27年1月1日以降のふるさと納税から対象となります。

ケース別の具体事例(イメージ) ※扶養家族が配偶者のみ(1名)の給与所得者の方の場合

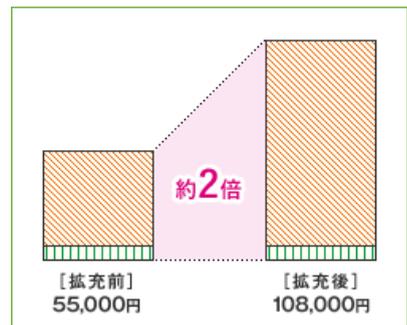
○ 年収300万円の方の場合のふるさと納税枠



○ 年収500万円の方の場合のふるさと納税枠



○ 年収700万円の方の場合のふるさと納税枠



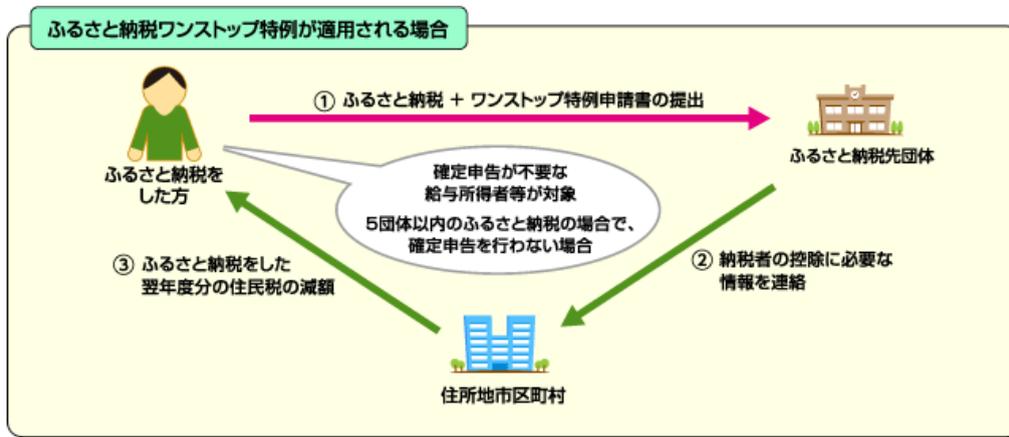
…寄附金控除対象外 (2,000円)

…控除額

※実際のふるさと納税枠は収入や控除のあり方により、個人毎に異なります。詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

制度改正2 手続きの簡素化(「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設)

確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けられる特例的な仕組み(ふるさと納税ワンストップ特例制度)が創設されました。



ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けるためには、申請書に記入の上、ふるさと納税をする際に、ふるさと納税先団体へ申請書を提出する必要があります。

(転居による住所変更など) 提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、ふるさと納税先団体へ変更届出書を提出する必要があります。

このふるさと納税ワンストップ特例制度は、平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象です。平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税を行っている方は、平成27年中のふるさと納税について控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。(平成28年以降のふるさと納税については、5団体以内であればふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることが可能です。)

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税をした方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方も、ふるさと納税に係る控除を受けるためには、これまで同様に確定申告書への記載が必要となります。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます(ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。)

※各自治体で行っている返礼品(特産品)送付については、総務省から、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請しています。

[返礼品\(特産品\)送付への対応について](#)



ふるさと納税の理念や仕組み、実際の手続、全自治体の取組までを網羅した



ふるさと納税 ポータルサイト **順次公開!**

[ふるさと納税など個人住民税の寄附金税制についてのより詳細な資料はこちら](#)

